

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

急速な少子高齢化が進行する現在において、これからの日本を担う子どもの将来が、貧困の連鎖によって閉ざされることなく、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てはもちろん、子どもの貧困に対しても社会全体で適切に支援する環境づくりを進めていく必要があります。

平成25年6月に成立、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても貧困対策を総合的に推進すること、また基本理念として貧困の背景には様々な社会的要因があること等が明記されています。貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが前向きに夢や希望を持てる社会の実現のためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識や、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。

支援の届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮しながら、子どもたちを支援する環境を構築するためには、地方公共団体や民間の企業・団体等が連携・協働して取り組みを進めることが重要です。令和5年度から令和6年度に見直し、策定される予定の「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」*との統合を見据え、両計画の重複施策を整理し、春日部市子どもの貧困対策推進計画（「かすかべっ子 幸せ応援プラン」（以下、「本計画」という））を策定することとしました。

2 計画の位置付け

1) 春日部市の他計画との関係

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」や「埼玉県子育て応援行動計画」、「第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画」、「春日部市地域福祉計画」など他の関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し内容を踏まえ、子どもの貧困対策の総合的な推進を目指すものとします。

2) 子ども・子育て支援事業計画の一部としての実施計画

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関す

る大綱に基づき、「第 2 期春日部市子ども・子育て支援事業計画」で示された子どもの貧困対策の方向性を受けてその取り組みを定めるものです。基本目標4『すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり』の基本施策の一つとして、関係機関の連携の下、実施しています。一般的な子育て支援施策は「第 2 期春日部市子ども・子育て支援事業計画」に定め、本計画では、子どもの貧困対策において、特に重点化する取り組みについて決めました。

3) SDGs の視点

「SDGs（エスディー・ジーズ）＝Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGs を通じて、「未来を担う子どもたちに魅力あふれる春日部をつなげていく」という認識の下、子どもの貧困対策に関する施策の推進に取り組みます。

3 本計画の対象

本計画の対象は、妊産婦と 18 歳未満の子どもとその保護者だけでなく、子どもの家族や子どもを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

4 計画の期間

本計画は令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間で計画期間とします。また、制度改正等の国の動向により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 4 条の規定に基づいて市が策定する子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって、広く意見を聴くため、本市では、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、住民組織を代表する者、児童の福祉及び青少年関係団体の関係者、商工業関係者、青少年関係機関の職員、学識経験者、公募に応じた市民で構成される「春日部市青少年健全育成審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、計画を策定しました。

また、庁内の関係課、課長級職員で構成する「春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会」にて検討を重ねて計画の策定を進めました。